

第115期 定時株主総会

招 集 ご 通 知

日 時

2021年6月25日（金曜日）

午前10時

場 所

名古屋市中区栄三丁目33番13号

当行本店 8 階大会議室

株主総会へご出席くださる株主さまとご出席がむずかしい株主さまの公平性を勘案し、株主総会ご出席の株主さまへのお土産の配布を取り止めさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

**【株主総会ご来場に代え、
ライブ中継によるご参加のお願い】**

1.ライブ中継によるご参加のお願い

株主総会当日にご自宅等からでも参加し、株主総会の模様をご視聴いただけるようライブ中継を実施いたします。

会場における新型コロナウイルス感染症の感染予防および拡散防止の観点からも株主のみなさまにおかれましては、**事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。**

2.株主総会当日のライブ中継について

株主総会の模様は、パソコン、タブレット、スマートフォン等によりライブ中継でご視聴いただくことができます。

詳細につきましては、招集ご通知3頁および4頁をご参照ください。

<ご注意>

・ライブ中継でご視聴いただく株主さまは、会社法上、出席者とはみなされず、当日の決議にご参加いただけませんので事前に書面またはインターネット等より議決権行使をお願いいたします。

（行使方法は招集ご通知5頁および6頁をご参照ください。）

・会場後方から撮影いたしますが、やむを得ずご来場の株主さまが映り込んでしまう場合がございますので、ご了承ください。

目 次

招集ご通知	1
事業報告	7
計算書類	22
監査報告	26
参考書類	31

株 主 各 位

名古屋市中区栄三丁目33番13号

株式会社 **中京銀行**

取締役頭取 小 林 秀 夫

第115期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当行第115期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当行の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否をご入力されるか、いずれかの方法により、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

当行第115期定時株主総会につきましては、株主さまが、株主総会当日にご自宅等からでも参加し、株主総会の模様をご視聴いただけるようライブ中継を実施いたします。

会場における新型コロナウイルス感染症の感染予防および拡散防止の観点からも株主のみなさまにおかれましては、事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。詳細につきましては、招集ご通知3頁および4頁をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目33番13号
当行本店 8 階大会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第115期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第115期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの具体的な内容決定の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載されたログイン用QRコードまたは「ログインID」、「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書用紙とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人により議決権を行使される場合は、当行の議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <https://www.chukyo-bank.co.jp/ir/meeting/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保する体制」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

監査役が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。

会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の事項となります。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.chukyo-bank.co.jp/ir/meeting/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

～株主総会インターネット参加のご案内～

株主総会当日にご自宅等からでもご参加し、株主総会の模様をご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ中継を行います。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主さまのプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主さまが映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

1. 中継日時

2021年6月25（金曜日） 午前10時～株主総会終了時刻まで

※当日の中継ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

※天変地異や新型コロナウイルス感染症の拡大等により、ライブ中継が実施できなくなる可能性がございます。ライブ中継に関して変更が生じる場合は、当行ホームページ（<https://www.chukyo-bank.co.jp/>）にてお知らせ申し上げます。

2. 視聴方法

URLを入力する方法またはQRコードを読み取る方法によりライブ中継ウェブサイトへ接続してください。

ライブ中継ウェブサイト URL：<https://8530.v-virtual-mtg.jp>



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

株主さま認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主番号」をあらかじめご用意のうえ、アクセスをお願いいたします。

①ID：議決権行使書に記載されている「株主番号」
(議決権行使書を投函する前に必ずお手元にお控えください。)

②パスワード：株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」（2021年3月末時点）

インターネット参加方法において株主総会にご参加いただけるのは株主さま本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

また、ご視聴を希望される場合、事前に上記URLにて参加申し込みをお願い申し上げます。（株主総会当日の参加申し込みも可能です。）

なお、上記URL内にて視聴環境のテストを事前に行っていただけます。ご活用ください。

【インターネット参加にかかるご留意事項】

- ☐ インターネット参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、インターネット参加を通じて株主総会において株主さまに認められている質問、議決権行使や動議を行うことはできません。ご視聴される株主さまは、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに議決権を事前行使（書面またはインターネット等）していただきますようお願い申し上げます。行使方法につきましては、招集ご通知5頁および6頁をご参照ください。
- ☐ ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ☐ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。
- ☐ ライブ中継の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。

【ライブ中継に関するお問い合わせ先】

三菱UFJ信託銀行株式会社

Tel：0120-191-060

2021年6月25日（金曜日）株主総会当日：午前9：00～株主総会終了まで

〈新型コロナウイルスに関するお知らせ〉

新型コロナウイルス感染症の感染予防および拡散防止のため、本株主総会につきましては、当日のご出席をお控えいただき書面またはインターネットによって事前の議決権行使をお願い申し上げます。

なお、株主総会の模様につきましては、ライブ中継によりご視聴いただけます。

株主総会にご出席される株主のみなさまにおかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会会場において、役員および運営スタッフがマスク着用をさせていただくほか、感染予防および感染拡散防止のための必要な対応（株主さまの座席の間隔を確保するため入場者を制限して入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主さまに対して入場をお断りさせていただく場合があること、株主総会の時間を短縮する場合があること等）を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当行ホームページ（<https://www.chukyo-bank.co.jp/>）にてお知らせ申し上げます。

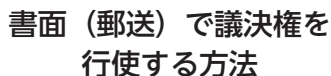
株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

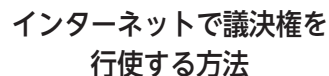
2021年6月25日（金曜日）
午前10時



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



次ページの案内に従って、議案の賛否
をご入力ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

[illegible]

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログインID・仮パスワード」をご入力し「ログイン」してください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードをご入力し「送信」してください。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第115期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

(主要な事業内容)

当行は本店等87ヵ店（店舗内店舗3ヵ店、インターネット支店1ヵ店を含む）において、預金、貸出、内国為替、外国為替、有価証券投資等の業務、および国債、投資信託、保険等の窓口販売業務、ならびにそれらに付随する業務を行っております。

(金融経済環境)

当期における国内経済を振り返りますと、年度の初めから新型コロナウイルス感染症の影響により、景気は急速に悪化し極めて厳しい状況となりました。外出自粛などの影響により個人消費や非製造業の動きに弱さは続くものの、年度後半には各種政策の効果や海外経済の回復により、輸出や生産を中心に持ち直しの動きとなりました。

当地区におきましても、年度の初めは厳しい状況となりましたが、輸出や生産の持ち直しから製造業を中心に改善し、底堅い動きとなっております。

こうした中、金融情勢につきましては、企業等への資金繰り支援と金融市場の安定を維持するため、日本銀行が長短金利操作付き量的・質的金融緩和の継続など金融緩和を強化しており、長期金利はマイナス0.1%～プラス0.2%の範囲で推移しました。また、翌日物金利は、マイナス0.08%～0.00%の範囲で推移しました。株式市場におきましては、海外経済の回復や新型コロナウイルス感染症のワクチン普及の期待から大幅に上昇し、年度末の終値は前年度末比10,261円上昇の29,178円となりました。

(事業の経過および成果)

このような金融経済情勢の下、当行は2018年4月からスタートさせた第17次中期経営計画に基づいて、様々な施策を展開するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けられた事業を営むお客さまを中心に資金面や経営のご支援に尽力してまいりました。

事業を営むお客さまに対しましては、資金繰りなどの経営相談に加え、急激な経営環境の変化により一時的に業績が悪化し毀損した資本の充実を図っていただくため、資本性劣後ローンの取扱いを開始いたしました。また、お客さまの経営課題の解決をご支援するため、経営支援プラットフォーム「中京Big Advance」の取扱いを開始し、資金面の支援に止まらず販路拡大や福利厚生の実施、経営に役立つ情報の提供など、お客さまの本業支援、事業価値向上のサポートに努めてまいりました。

個人のお客さまに対しましては、インターネットを利用して投資信託をお取引いただけるサービス「<中京>投信ダイレクト」の取扱いを開始するなどお客さまの利便性向上への取組みを行いました。また、安定的な資産形成に向けた「資産運用キャンペーン」などの各種キャンペーンの展開や、ご自宅に住み続けながら、セカンドライフを充実させたいというシニア層のニーズにお応えするためリバースモーゲージローン「マイデザイン」の取扱いを開始するなど、多様なニーズにお応えしてまいりました。

店舗につきましては、2020年7月に新瑞橋支店と店舗内店舗とした新瑞橋支店弥富通出張所を建替え後の新店舗に移転いたしました。また、2020年9月には桑名支店を店舗建替えのため仮店舗へ移転し、2021年1月

には上飯田支店を大曽根支店内に店舗内店舗方式で移転いたしました。なお、桑名支店につきましては、人が集まる賑わいと活力ある街づくりを進める桑名市の「桑名駅周辺地区整備構想」に沿うものとして、賃貸住宅を併設した複合ビルを建設し、2022年秋頃に営業を開始する予定としております。

期末現在の店舗数は、店舗内店舗3ヵ店、インターネット支店1ヵ店を含め87ヵ店、拠点数としては83ヵ所、店舗外ATMは18ヵ所となっております。

また、当行では、2019年10月に行った「中京銀行SDGs宣言」により、地域金融機関として本業を通じた持続可能な社会の実現を目指しており、中京SDGs私募債「みらいエール」の取組み促進や、「エコ定期預金」を募集し、その残高の一部を緑化団体に、「エコ投資信託」の信託報酬の一部を環境保全基金に寄付するなどの活動を行っております。

当行は、今後もSDGsに取り組む地域のお客さまのご支援も行うことで、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

このような取組みの結果、当行の業績は次のとおりとなりました。

預金につきましては、主に事業を営むお客さまにおいて新型コロナウイルス感染症による事業等への影響に備えるため、手元資金を確保する動きが見られたことから、期中1,220億円増加し、期末残高は1兆8,974億円となりました。

貸出金につきましては、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた中小企業のお客さまを中心に、資金面でのご支援を積極的に行った結果、期中1,721億円増加し、期末残高は1兆5,355億円となりました。

有価証券につきましては、国内債券の償還などにより期末残高は期中617億円減少し4,315億円となりました。

収益面につきましては、有価証券利息配当金は減少したものの、貸出金利息の増加や経営支援に関する提案を積極的に行うことで法人関連の役務取引等収益が増加したことなどにより、経常収益は前期比1,328百万円増加し31,995百万円となりました。経常費用は、貸倒引当金繰入額の増加などにより、前期比446百万円増加し27,175百万円となりました。以上の結果、経常利益は前期比882百万円増加し4,820百万円、当期純利益は前期比325百万円増加し3,452百万円となりました。

自己資本比率につきましては、前期比0.24ポイント上昇し、8.33%となりました。

(当行が対処すべき課題)

我が国経済および当行の主要な営業地域である愛知県では、各種政策の効果や海外経済の改善もあり持ち直していくことが期待されるものの、コロナ禍の動向が内外経済に与える影響や金融資本市場の変動等の影響など、経済を下振れさせるリスクがあることを認識しております。

更に、中長期的には、人口減少による国内市場の縮小やコロナ禍で加速したデジタルイゼーションによる新たな競争の進展、お客さまのライフステージに応じた多様なニーズの高まりや、預貸利益や有価証券利息配当金の収益性低下など、急速な環境変化に対応しうるビジネスモデルへの抜本的な変革の必要性を認識しております。

このような厳しい経営環境のもと、収益を確保し、経営体力のある今だからこそ、抜本的な変革を行い、経営の健全性を高めることが必要であると判断し、2021年4月から第18次中期経営計画＜CXプラン＞を開始いたしました。CXプランでは、地域社会の成長に貢献するため、お客さまのライフステージに応じた総合的なコンサルティングを、金融仲介機能とともに包括的かつタイムリーに提供する企業へ転換するため、下記の3つの基本戦略による変革を実施し、“金融機能を有する地域貢献型コンサルティング会社”を目指してまいります。

基本戦略

- ① 「事業変革」：地区No.1のソリューション提案力を実現し、お客さまの課題解決や持続的な成長をサ

ポートすることで地域社会のSDGsも同時に実現する。

- ② 「基盤改革」：経営資源を凝縮し、重要拠点や施策に経営資源を戦略的に再配分し、早期に店舗を約30%、人員数を約25～30%削減する。
- ③ 「企業文化変革」：新しいビジネスモデルを支える人材の育成・配置と、2022年4月に導入を計画している新人事制度により貢献度や能力、多様な働き方を重視する。

これからも多様化するお客さまのニーズに感謝の気持ちをもってお応えすることで、金融サービスを通じて地域経済の発展や活性化に貢献してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	1,773,096	1,774,106	1,775,409	1,897,423
定期性預金	794,341	749,219	727,165	680,511
その他の	978,755	1,024,886	1,048,244	1,216,912
社 債	5,000	5,000	5,000	5,000
貸 出 金	1,304,403	1,312,658	1,363,390	1,535,569
個人向け	312,076	312,572	319,714	326,062
中小企業向け	771,209	785,993	803,308	914,160
その他の	221,121	214,092	240,366	295,346
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-
有 価 証 券	555,089	514,909	493,296	431,557
国 債	204,392	160,026	132,266	112,714
その他の	350,696	354,882	361,029	318,842
総 資 産	1,961,462	1,953,617	1,972,239	2,103,286
内 国 為 替 取 扱 高	7,346,693	7,486,121	7,386,441	6,713,349
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 869	百万ドル 836	百万ドル 763	百万ドル 801
経 常 利 益	4,117	4,109	3,938	4,820
当 期 純 利 益	2,775	3,474	3,127	3,452
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 128 03	円 銭 160 19	円 銭 144 14	円 銭 159 05

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 中小企業向け貸出金は、「中小企業基本法」第2条に定める中小企業者に対する貸出金であります。
 3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	1,109人
平 均 年 齢	40年 9月
平 均 勤 続 年 数	17年 7月
平 均 給 与 月 額	385千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員および嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与および通勤手当は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末
愛 知 県	67 ^店 うち出張所 (1)
三 重 県	15 (0)
静 岡 県	1 (0)
奈 良 県	2 (0)
大 阪 府	1 (0)
東 京 都	1 (0)
合 計	87 (1)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を18ヵ所設置しております。

ロ 当年度新設、廃止、種類変更営業所は以下のとおりであります。

○新設営業所

該当ありません。

○廃止営業所

該当ありません。

○種類変更営業所

該当ありません。

また、当年度において、店舗外現金自動設備の新設・廃止は以下のとおりであります。

○店舗外現金自動設備の新設

該当ありません。

○店舗外現金自動設備の廃止

該当ありません。

ハ 銀行代理業者の一覧

該当する事項はありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当する事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,095
---------	-------

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
(新設)	
本店耐震改修工事	204
新瑞橋支店新築工事	198
行内パソコン更改	117
市場リスク管理システム POWER EGG	75 66
(売却)	
旧弥富通出張所用地	60

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当する事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	資 本 金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	そ の 他
株式会社中京カード	名古屋市東区代官町 20番5号	クレジットカード業務 信用保証業務	百万円 60	% 100.00	－
中京ファイナンス 株式会社	名古屋市中区栄 三丁目33番13号	集金代行業務	50	100.00	－

- (注) 1. 当行の子会社および関連法人等は、上記の2社であります。
なお、当期の連結経常収益は31,446百万円、連結当期純利益（親会社株主に帰属）は2,333百万円となりました。
2. 中京総合リース株式会社は、2021年3月30日付けで清算しました。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連641（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 三菱UFJ銀行、愛知銀行、名古屋銀行、百五銀行、十六銀行、第三銀行（注）、イオン銀行との現金自動設備の相互利用提携において、現金自動引出しに伴う他行利用手数料を相互に無料とするサービスを行っております。
5. ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. セブン銀行、イーネット、ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備で現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

（注）株式会社第三銀行を存続会社、株式会社三重銀行を消滅会社とする吸収合併により、2021年5月1日付で商号を株式会社三十三銀行に変更しております。

（7）事業譲渡等の状況

該当する事項はありません。

（8）その他銀行の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の状況

(年度末現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職	その他
徳 岡 重 信	取締役会長（代表取締役）		
永 井 涼	取締役頭取（代表取締役） （執行役員兼務）		
小 島 教 彰	取締役専務執行役員 （代表取締役） 営業統括部 個人営業部		
小 林 秀 夫	取締役常務執行役員 （代表取締役） 総合企画部 資金部 経営企画室 東京事務所		
若 尾 俊 之	取締役常務執行役員 人事部 融資統括部		
堀 田 晃	取締役常務執行役員 事務統括部 リスク統括部		
川 井 博 史	取締役 内部監査部		
平 塚 順 子	取締役執行役員 個人営業部		
柴 田 雄 己	取締役（社外取締役）		
中 松 健 一	取締役（社外取締役）	株式会社伊藤建築設計事務所 監査役 藤久株式会社 副社長執行役員	
宮 崎 淳 司	常勤監査役		
木 村 和 彦	監査役（社外監査役）	日本トムソン株式会社 社外監査役	
栗 本 幸 子	監査役（社外監査役）	公益財団法人愛知県国際交流協会 評議員 社会福祉法人愛知県厚生事業団 理事 愛知県行政不服審査会 委員	

- (注) 1. 当行は、社外取締役・社外監査役全員を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役 宮崎淳司は、社団法人日本証券アナリスト協会検定会員および公認内部監査人として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 社外監査役 茶村俊一は、2020年6月19日開催の第114期定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
4. 取締役頭取 永井涼は、2021年3月31日をもって、辞任により退任いたしました。
5. 2021年4月1日付で小林秀夫が取締役頭取（代表取締役）（執行役員兼務）に就任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 役員の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人数 (人)
		固定報酬 (金銭報酬)	変動報酬 (金銭報酬)	株式報酬型 ストック・ オプション	
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	190	135	8	46	9
監 査 役 (社 外 監 査 役 を 除 く)	16	15	0	—	1
社 外 取 締 役	10	10	0	—	3
社 外 監 査 役	10	10	0	—	4
計	228	171	10	46	17

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2020年6月19日開催の第114期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）、監査役2名（うち社外監査役2名）を含んでおります。
3. 変動報酬の額は、2021年6月支給予定の役員賞与金であります。
4. 株式報酬型ストック・オプションは非金銭報酬であり、割当ての際の方針は「③報酬等に関する方針について」のとおりであります。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2006年6月29日開催の第100期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200百万円以内、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役0名）、監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）です。

なお、取締役に対するストック・オプションの報酬額は、2013年6月21日開催の第107期定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（社外取締役を除く）です。

③ 報酬等に関する方針について

当行は、中長期的な企業価値の向上を目指して、下記を役員報酬等の決定方針としております。

- (ア) 固定報酬は役員としての職務内容・人物評価・業務実績等を勘案しております。
(イ) 変動報酬（役員賞与金）は、当行の業績等を勘案して決定しております。
(ウ) 株式報酬型ストック・オプションは、業務執行から独立した立場である社外取締役および監査役を対象外としたうえで、中長期の企業価値向上、株価上昇への意欲や士気を一層高めるため、一定の権利行使期間を設定し、役員の職位に応じた新株予約権を付与しております。

当行は、2015年6月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について社外取締役を委員長とする報酬委員会へ諮問し答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査役の個人別の報酬等は、2006年6月29日開催の第100期定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
柴 田 雄 己 (社外取締役)	当行の定款第31条に基づき、社外取締役と責任限定契約を締結。 [社外取締役との責任限定契約の内容] 社外取締役が、本契約締結日以降当行の社外取締役として職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないにもかかわらず法令または定款に違反し、当行に損害を与えた場合、会社法第423条第1項の責任については、損害賠償金額の限度額が、会社法第425条で定められている最低責任限度額とする。
中 松 健 一 (社外取締役)	
木 村 和 彦 (社外監査役)	当行の定款第43条に基づき、社外監査役と責任限定契約を締結。 [社外監査役との責任限定契約の内容] 社外監査役が、本契約締結日以降当行の社外監査役として職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないにもかかわらず法令または定款に違反し、当行に損害を与えた場合、会社法第423条第1項の責任については、損害賠償金額の限度額が、会社法第425条で定められている最低責任限度額とする。
栗 本 幸 子 (社外監査役)	

(4) 補償契約

該当する事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該契約の内容の概要は以下のとおりです。

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行のすべての取締役、監査役および執行役員	被保険者が当行の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当行が負担しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
中 松 健 一 (社外取締役)	取締役 中松健一氏は株式会社伊藤建築設計事務所の監査役、藤久株式会社の副社長執行役員を兼務しております。当行と株式会社伊藤建築設計事務所、藤久株式会社との間に重要な取引関係はありません。
木 村 和 彦 (社外監査役)	監査役 木村和彦氏は日本トムソン株式会社の社外監査役を兼務しております。当行と日本トムソン株式会社との間に重要な取引関係はありません。
栗 本 幸 子 (社外監査役)	監査役 栗本幸子氏は公益財団法人愛知県国際交流協会の評議員、社会福祉法人愛知県厚生事業団の理事、愛知県行政不服審査会の委員を兼務しております。当行と公益財団法人愛知県国際交流協会、社会福祉法人愛知県厚生事業団、愛知県行政不服審査会との間に重要な取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取 締 役 会 へ の 出 席 状 況	取 締 役 会 における 発言 其 の 他 の 活 動 状 況
柴 田 雄 己 (社外取締役)	1 年 9 ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回中12回に出席。	取締役会においては、長年にわたり企業の中核部門に携わった豊富な経験に基づき、実践的な視点から、議案・審議等につき、助言提言を適宜行い、実効性の高い経営監督機能を発揮した。 また、人事委員会の委員長を務め、2020年度中の4回の人事委員会において、取締役および執行役員の人事に関する事項の審議をとりまとめた。さらに、報酬委員会の委員を務め、取締役・執行役員の月額報酬額、役員賞与の支給に関する事項の審議を行った。
中 松 健 一 (社外取締役)	9 ヶ月	社外取締役就任以降、当事業年度開催の取締役会9回中9回に出席。	取締役会においては、銀行業務経験者としての専門的見地に加え、幅広い分野での経験に基づき、議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行い、実効性の高い経営監督機能を発揮した。 また、報酬委員会の委員長を務め、2020年度中の2回の報酬委員会において、取締役・執行役員の月額報酬額、役員賞与の支給に関する事項の審議をとりまとめた。さらに、人事委員会の委員を務め、取締役および執行役員の人事に関する事項の審議を行った。

氏 名	在任期間	取 締 役 会 ・ 監 査 役 会 へ の 出 席 状 況	取 締 役 会 ・ 監 査 役 会 における 発言 其 の 他 の 活 動 状 況
木 村 和 彦 (社外監査役)	5 年 9 ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回中12回および監査役会15回中14回に出席。	銀行業務経験者としての専門的見地に加え、幅広い分野における監査業務に携わってきた豊富な経験から、議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行なった。
栗 本 幸 子 (社外監査役)	9 ヶ月	社外監査役就任以降、当事業年度開催の取締役会9回中9回および監査役会12回中12回に出席。	長年にわたり愛知県行政の中核部門に携わった経験に基づく幅広い見地から、議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行なった。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	21	－

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記報酬等の額には、2021年6月支給予定の役員賞与金1百万円（社外取締役0百万円、社外監査役0百万円）が含まれております。

(4) 社外役員の意見

該当する事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数
発行済株式の総数

普通株式 50,000千株
普通株式 21,745千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

6,256名

(3) 大株主

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	8,534 ^{千株}	39.30 [%]
ミ ソ ノ サ ー ビ ス 株 式 会 社	1,822	8.39
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 4)	990	4.56
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	610	2.80
株 式 会 社 K T キ ャ ピ タ ル	610	2.80
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	483	2.22
中 京 銀 行 従 業 員 持 株 会	478	2.20
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	329	1.51
大 和 製 罐 株 式 会 社	296	1.36
中 京 テ レ ビ 放 送 株 式 会 社	263	1.21

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、当行所有自己株式（30千株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏 名 又 は 名 称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任監査法人 トーマツ 指定有限責任社員 岸野 勝 指定有限責任社員 神野敦生	50	(報酬等について監査役会が同意した理由) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りについて、当行の事業内容等に照らして検証を行ったうえで、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が適当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。 (非監査業務の内容) 当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である貸倒引当金見直しに関する助言指導業務、時価算定会計基準対応の業務および収益認識基準の適用による会計方針の検討に関する助言指導業務を委託し対価を支払っております。

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は50百万円であります。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当する事項はありません。

(3) 補償契約

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性、品質管理、総合的能力等を会計監査人評価基準に基づき審査し、解任または不再任の必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

ロ 当行の会計監査人以外の監査法人が監査を行っている重要な子会社

該当する事項はありません。

6 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当する事項はありません。

7 特定完全子会社に関する事項

該当する事項はありません。

8 親会社等との間の取引に関する事項

該当する事項はありません。

9 会計参与に関する事項

該当する事項はありません。

10 その他

該当する事項はありません。

第115期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目				金 額	科 目				金 額
(資 産 の 部)					(負 債 の 部)				
現 金	預 け	金		92,024	預 金			1,897,423	
現 金		金		19,301	当 座 預 金			112,538	
預 け		金		72,722	普 通 預 金			1,078,846	
有 価 証 券				431,557	貯 蓄 預 金			11,793	
国 債				112,714	通 知 預 金			5,223	
地 方 債				84,380	定 期 預 金			664,914	
社 債				98,468	そ の 他 の 預 金			13,527	
株 式				33,733	譲 渡 性 預 金			10,579	
そ の 他 の 証 券				102,260	借 入 金			5,310	
貸 出 金				1,535,569	外 国 為 替 借 入 金			56,300	
割 引 手 形				4,775	外 国 他 店 為 替 借 入 金			56,300	
手 形 貸 付				34,716	未 払 外 国 為 替 借 入 金			22	
証 書 貸 付				1,287,982	の 他 負 債			0	
当 座 貸 越				208,095	未 決 済 為 替 借 入 金			21	
外 国 為 替				15,931	未 払 法 人 費 税 等 用 益 金			5,000	
外 国 他 店 預 け				14,384	未 払 払 受 取 ん 備 品 債 務 債 金			20,921	
取 立 外 国 為 替				1,546	前 給 付 融 一 派 ス 生 商 債 債 金			512	
そ の 他 資 産				11,307	資 産 の 除 去 の 負 債			467	
未 決 済 為 替 貸 付				170	賞 与 引 当 金			602	
未 収 収 益				1,204	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金			1,043	
金 融 派 生 商 品				697	偶 発 損 税 金 延 税 負 債			0	
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金				7,715	繰 上 評 価 に 係 る 繰 上 承 認 金			1,776	
そ の 他 の 資 産				1,519	負 債 の 部 合 計			806	
有 形 固 定 資 産				18,522	(純 資 産 の 部)			137	
建 物				3,556	資 本 剰 余 金			15,576	
土 地				14,129	資 本 準 備 金			606	
リ ー ス 資 産				439	利 益 剰 余 金			149	
建 設 仮 勘 定				5	利 益 準 備 金			492	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産				390	そ の 他 利 益 剰 余 金			3,782	
無 形 固 定 資 産				1,719	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金			2,537	
ソ フ ト ウ ェ ア				1,346	別 途 積 立 金			2,805	
リ ー ス 資 産				264	繰 上 繰 越 利 益 剰 余 金			1,995,351	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産				108	自 己 株 式			31,844	
前 払 年 金 費 用				2,415	株 主 資 本 合 計			23,184	
支 払 承 諾 見 返				2,805	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額			23,184	
貸 倒 引 当 金				△8,567	繰 上 延 へ ッ ジ 損 益			33,535	
資 産 の 部 合 計				2,103,286	土 地 再 評 価 差 額 金			3,509	
					評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 権			30,026	
					新 株 予 約			107	
					純 資 産 の 部 合 計			11,000	
					負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計			18,919	
								△78	
								88,486	
								14,392	
								△650	
								5,407	
								19,148	
								299	
								107,934	
								2,103,286	

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第115期（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）損益計算書

(单位：百万円)

[illegible]

第115期末 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	92,026	預 金	1,891,435
有 価 証 券	430,763	譲 渡 性 預 金	5,310
貸 出 金	1,535,869	借 用 金	56,300
外 国 為 替	15,931	外 国 為 替	22
そ の 他 資 産	15,288	社 債	5,000
有 形 固 定 資 産	18,419	そ の 他 負 債	27,636
建 物	3,682	賞 与 引 当 金	622
土 地	13,862	退 職 給 付 に 係 る 負 債	149
リ ー ス 資 産	465	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	149
建 設 仮 勘 定	5	偶 発 損 失 引 当 金	492
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	403	繰 延 税 金 負 債	3,842
無 形 固 定 資 産	1,814	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,537
ソ フ ト ウ ェ ア	1,367	支 払 承 諾	2,813
リ ー ス 資 産	337	負 債 の 部 合 計	1,996,311
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	110	(純 資 産 の 部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,943	資 本 金	31,844
繰 延 税 金 資 産	387	資 本 剰 余 金	23,994
支 払 承 諾 見 返	2,813	利 益 剰 余 金	35,211
貸 倒 引 当 金	△9,255	自 己 株 式	△78
資 産 の 部 合 計	2,107,003	株 主 資 本 合 計	90,973
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,393
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△650
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,407
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	269
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	19,419
		新 株 予 約 権	299
		純 資 産 の 部 合 計	110,691
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,107,003

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

第115期（2020年4月1日から 2021年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科 目							金 額
経 常 収 益	資 金 運 用 収 益						31,446
貸 出 金 利 息						18,876	
有 価 証 券 利 息						13,344	
預 け 金 利 息						5,427	
そ の 他 の 受 入 利 息						65	
役 務 取 引 等 収 益						39	
そ の 他 業 務 収 益						5,399	
そ の 他 経 常 収 益						3,598	
償 却 債 権 取 立 益						3,571	
株 式 等 売 却 益						0	
そ の 他 の 経 常 収 益						3,098	
経 常 収 益						472	
経 常 収 益							27,814
資 金 調 達 費 用						996	
預 金 利 息						229	
譲 渡 性 預 金 利 息						8	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息						1	
社 債 利 息						56	
そ の 他 の 支 払 利 息						701	
役 務 取 引 等 費 用						2,022	
そ の 他 業 務 費 用						2,958	
営 業 費 用						17,690	
そ の 他 経 常 費 用						4,145	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額						2,678	
そ の 他 の 経 常 費 用						1,466	
経 常 収 益							3,632
特 別 利 益							307
固 定 資 産 処 分 益						62	
関 係 会 社 清 算 益						245	
特 別 損 失							206
固 定 資 産 処 分 損 失						20	
減 損 損 失						185	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益							3,733
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税						1,529	
法 人 税 等 調 整 額						△129	
法 人 税 等 合 計							1,399
当 期 純 利 益							2,333
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益							2,333

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 中京銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 名古屋事務所	トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岸野 勝 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 神野敦生 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中京銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 中京銀行
取締役会 御 中

有限責任監査法人 名 古 屋 事 務 所	ト ー マ ツ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岸野 勝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 神野敦生 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中京銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中京銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

株式会社 中京銀行 監査役会

常勤監査役	宮 崎 淳 司	㊞
社外監査役	木 村 和 彦	㊞
社外監査役	栗 本 幸 子	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、銀行の社会性・公共性に鑑み、健全経営の観点から内部留保の充実に留意しつつ、株主の皆さまに対し、安定的・継続的な配当を維持していくことを基本方針とし、次のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、434,309,700円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日といたします。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める人事委員会の答申を経ています。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	とく 徳 おか 岡 しげ 重 のぶ 信 再 任	取締役会長
2	こ 小 ばやし 林 ひで 秀 お 夫 再 任	取締役頭取
3	こ 小 じま 島 のり 教 あき 彰 再 任	取締役専務執行役員 総合企画部、資金部、営業推進部、営業企画部、経営企画室、東京事務所担当
4	わか 若 お 尾 とし 俊 ゆき 之 再 任	取締役常務執行役員 融資統括部、人事部担当
5	かわ 川 い 井 ひろ 博 し 史 再 任	取締役 内部監査部担当
6	ひら 平 つか 塚 じゅん 順 こ 子 再 任	取締役執行役員営業企画部長
7	しば 柴 た 田 ゆう 雄 き 己 再 任 社 外 独立役員	取締役
8	の 野 ぐち 口 ひろ 裕 ゆき 幸 新 任 社 外 独立役員	—

候補者番号

1

とく 徳 おか 岡 しげ 重 のぶ 信

1955年9月17日生 / 所有する当行の株式数 700株



■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1978年 4 月 株式会社東海銀行入行
1999年 5 月 株式会社東海銀行企画部長
2005年 5 月 株式会社UFJ銀行執行役員
2006年 1 月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員
2009年 5 月 同行常務執行役員
2010年 5 月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社常務執行役員
2012年 6 月 同社専務執行役員
2013年 6 月 大同特殊鋼株式会社常勤監査役
2017年 6 月 東栄株式会社取締役社長
2020年 5 月 当行顧問
2020年 6 月 当行取締役会長
現在に至る

■取締役候補者とした理由

2005年株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の執行役員に就任以来、同行常務執行役員、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社常務執行役員、同社専務執行役員を歴任し、大同特殊鋼株式会社常勤監査役、東栄株式会社取締役社長を経て、2020年6月より当行取締役会長を務めております。金融分野にとどまらない豊富な経験から得た幅広い知見と視野を持ち、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる確かな判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

こ 小 ばやし 林 ひで 秀 お 夫

1961年4月14日生 / 所有する当行の株式数 2,200株



■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年 4 月 当行入行
2004年 5 月 当行弥富支店長
2006年 1 月 当行岡崎支店長
2008年 5 月 当行営業統括部営業支援グループ推進役
2009年 7 月 当行営業統括部営業支援グループ主席推進役
2010年 7 月 当行八熊支店長
2012年 5 月 当行浄心支店長
2013年 5 月 当行東京支店長兼東京事務所長
2015年 5 月 当行営業統括部部長
2015年 6 月 当行執行役員名古屋営業第三本部長
2017年 6 月 当行取締役執行役員営業統括部長、営業統括部、個人営業部担当
2019年 5 月 当行取締役執行役員、営業統括部、個人営業部担当
2019年 6 月 当行取締役常務執行役員、総合企画部、資金部、経営企画室、東京事務所担当
2021年 4 月 当行取締役頭取
現在に至る

■取締役候補者とした理由

2015年執行役員名古屋営業第三本部長に就任以来、取締役執行役員営業統括部長、営業統括部・個人営業部担当役員等を歴任。取締役常務執行役員就任後は、総合企画部・資金部等担当役員として第18次中期経営計画の策定を主導。2021年4月より取締役頭取を務めております。当行中枢各部門において着実に業務を遂行し、経営全般に精通していることから、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる確かな判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者となりました。



■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年4月 株式会社東海銀行入行
 2002年2月 株式会社UFJ銀行御園法人営業部長兼支店長
 2006年2月 株式会社三菱東京UFJ銀行岐阜支社支社長
 2007年6月 同行名古屋営業本部名古屋営業第四部長
 2009年10月 当行営業統括部部長
 2010年6月 当行執行役員営業統括部部長
 2011年6月 当行執行役員営業統括部長
 2012年6月 当行取締役営業統括部長
 2014年6月 当行取締役名古屋営業第一本部長・本店営業部長
 2015年6月 当行取締役常務執行役員名古屋営業第一本部長・本店営業部長、営業統括部、個人営業部担当
 2017年6月 当行取締役専務執行役員、総合企画部、経営企画室、東京事務所、リスク統括部担当
 2018年6月 当行取締役専務執行役員、総合企画部、資金部、経営企画室、東京事務所担当
 2019年6月 当行取締役専務執行役員、営業統括部、個人営業部担当
 2021年4月 当行取締役専務執行役員、総合企画部、資金部、営業推進部、営業企画部、経営企画室、東京事務所担当
 現在に至る

■取締役候補者とした理由

株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）を経て、2010年当行執行役員営業統括部部長に就任以降、取締役常務執行役員就任に至るまで、本店営業部長や営業統括部担当役員等を歴任。取締役専務執行役員就任後は、総合企画部等をはじめ中枢各部門の担当役員として手腕を発揮し、現在は総合企画部・資金部・営業推進部・営業企画部等担当役員を務めております。長く当行の経営全般に携わってきた経験と実績から、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者となりました。



■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年4月 当行入行
 2003年10月 当行融資統括部主席調査役
 2005年10月 当行新瑞橋支店長
 2006年10月 当行営業統括部部次長
 2008年10月 当行個人営業部部次長
 2009年7月 当行融資統括部部次長
 2012年5月 当行コンプライアンス統括部長
 2013年5月 当行融資統括部長
 2013年6月 当行執行役員融資統括部長
 2016年6月 当行取締役執行役員、融資統括部担当
 2018年4月 当行取締役執行役員融資統括部長、融資統括部担当
 2018年6月 当行取締役常務執行役員融資統括部長、融資統括部、人事部担当
 2019年5月 当行取締役常務執行役員、融資統括部、人事部担当
 現在に至る

■取締役候補者とした理由

2013年執行役員融資統括部長に就任以来、取締役執行役員融資統括部長、融資統括部担当役員を歴任し、取締役常務執行役員就任後の融資統括部長、融資統括部・人事部担当役員を経て、現在、融資統括部・人事部担当役員を務めております。融資部門全般における豊富な経験や実績に加え、人事管理や人材育成まで着実に業務を遂行してきた実績から、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

かわ い ひろ し
川 井 博 史

1961年9月11日生 / 所有する当行の株式数 2,400株



■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年 4 月 当行入行
2003年10月 当行師勝支店長
2005年 4 月 当行岩倉支店長
2007年10月 当行桑名支店長
2010年 4 月 当行今池支店長
2012年 5 月 当行本店営業部部长
2015年 5 月 当行名古屋中央支店長
2016年 5 月 当行営業統括部部长
2016年 6 月 当行執行役員尾張・三河営業本部長
2018年 4 月 当行執行役員内部監査部部长
2018年 6 月 当行取締役内部監査部部长、内部監査部担当
2021年 5 月 当行取締役内部監査部担当
現在に至る

■取締役候補者とした理由

2016年執行役員尾張・三河営業本部長に就任し、執行役員内部監査部部长、取締役内部監査部部长、内部監査部担当役員を経て、現在、取締役内部監査部担当役員を務めております。内部監査部門において監査の高度化に努め、実効性ある監査業務を遂行してきた実績から、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

6

ひら つか じゅん こ
平 塚 順 子

1967年9月11日生 / 所有する当行の株式数 200株



■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1990年 4 月 株式会社東海銀行入行
2007年 4 月 株式会社三菱東京UFJ銀行荏原支店長
2009年 5 月 同行経堂支店長
2011年 5 月 同行岡崎支店長
2014年 4 月 同行リテール業務部保険業務戦略室長
2015年 5 月 同行プライベートバンキング部長
2017年 5 月 同行名古屋営業部長兼名古屋中央支店長
2019年 2 月 当行個人営業部部长
2019年 6 月 当行取締役執行役員個人営業部長
2021年 4 月 当行取締役執行役員営業企画部長
現在に至る

■取締役候補者とした理由

株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）を経て、2019年当行取締役執行役員個人営業部部长に就任。2021年4月より取締役執行役員営業企画部長を務めております。個人営業部門における企画、推進から管理に至るまで着実に業務を遂行してきた実績から、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

7

しば
柴た
田ゆう
雄き
己

1950年1月11日生 / 所有する当行の株式数

0株



■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1973年 4 月 名古屋鉄道株式会社入社
 2000年 6 月 同社東京支社長
 2004年 6 月 同社取締役関連事業部部長
 2005年 7 月 同社取締役鉄道事業本部副部長兼企画管理部長
 2006年 7 月 同社取締役経営企画部長
 2007年 6 月 同社常務取締役
 2009年 6 月 同社専務取締役
 2010年 6 月 同社専務取締役鉄道事業本部長
 2011年 6 月 同社代表取締役副社長
 2012年 6 月 名鉄運輸株式会社代表取締役副社長
 2013年 6 月 同社代表取締役社長
 2016年 6 月 同社相談役
 2019年 6 月 当行取締役
 現在に至る

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2019年当行社外取締役就任。名古屋鉄道株式会社代表取締役副社長、名鉄運輸株式会社代表取締役社長等の要職を歴任された豊富な経験と高い見識に基づき、実践的な視点から取締役会の議案、審議についての確かな助言、提言を活発に行っていただいております。独立社外取締役として、引き続き、実効性の高い経営監督機能発揮に向け、その役割と責任を果たしていただけることが期待されることから、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

8

の
野ぐち
口ひろ
裕ゆき
幸

1958年5月7日生 / 所有する当行の株式数

0株



■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1981年 4 月 株式会社東海銀行入行
 2003年12月 株式会社UFJ銀行千葉法人営業部長兼千葉支店長
 2006年 9 月 株式会社三菱東京UFJ銀行新富町支社長
 2009年 5 月 同行日本橋中央支社長
 2009年 6 月 同行執行役員日本橋中央支社長
 2011年 6 月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社常務取締役兼三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社常務取締役兼株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役
 2015年 6 月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社常務取締役兼三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社常務取締役兼株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員
 2016年 6 月 日本住宅無尽株式会社取締役社長（現任）
 2021年 6 月 新東昭不動産株式会社監査役就任予定
 現在に至る

※

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）執行役員、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員等を歴任され、現在、日本住宅無尽株式会社取締役社長を務められております。金融全般から企業経営に至るまで豊富な経験と高い見識を有されておられることから、独立社外取締役として、実効性の高い経営監督機能発揮に向け、その役割と責任を果たしていただけることが期待されるため、社外取締役候補者となりました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1. ※の候補者は新任候補者であります。
2. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3. 柴田雄己、野口裕幸の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当行は、柴田雄己氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。なお同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
5. 当行は、社外取締役候補者柴田雄己氏との間で、定款の定めに基づき社外取締役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項が定める額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。同氏が取締役に再任され就任した場合には、当行と同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
6. 当行は野口裕幸氏が取締役に選任され就任した場合には、同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
7. 当行は野口裕幸氏が取締役に選任され就任した場合には同氏との間で、定款の定めに基づき社外取締役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項が定める額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、事業報告の16頁に記載のとおりです。
- 各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役、宮崎淳司氏は任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

まえ だ あき ひろ
前 田 明 宏

1962年3月20日生 / 所有する当行の株式数 1,100株



■略歴、当行における地位（重要な兼職の状況）

1984年4月 当行入行
2006年1月 当行師勝支店長
2009年5月 当行楠町支店長
2011年5月 当行営業統括部営業店支援グループ主席推進役
2014年10月 当行桑名支店長
2016年4月 当行人事部秘書役
2017年5月 当行監査役室主席調査役
2017年6月 当行監査役室長
現在に至る

■監査役候補者とした理由

当行入行後、師勝支店長をはじめ3カ店の支店長、営業統括部主席推進役等を歴任。監査役室長就任後4年に亘り監査役を補佐するとともに、監査業務への研鑽を積んできたことから、経験、知見、専門知識を有し、取締役の業務執行等の適法性について客観的・中立的な監査を適切に行いうるものと判断し、監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 監査役候補者は新任候補者であります。
2. 監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、事業報告の16頁に記載のとおりです。
- 候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

たか はし ひろ こ
高 橋 裕 子

(現姓 檀 上)

1985年7月30日生

／ 所有する当行の株式数

0株



■略歴、当行における地位（重要な兼職の状況）

2016年12月 三重弁護士会登録
楠井法律事務所勤務
2017年4月 株式会社三重銀行出向
2019年8月 愛知県弁護士会登録
春馬・野口法律事務所勤務（現任）
現在に至る

■補欠の社外監査役候補者とした理由

高橋裕子氏は、過去に直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的な見地から、当行取締役の業務執行等の適法性について客観的・中立的な監査を適切に行っていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としました。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高橋裕子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当行は高橋裕子氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。
4. 当行は、高橋裕子氏が監査役に就任した場合には、定款の定めに基づき同氏と社外監査役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項が定める額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、事業報告の16頁に記載のとおりです。
- 高橋裕子氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの具体的な内容決定の件

当行は、2013年6月21日開催の第107期定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）に対して、株式報酬型ストック・オプション報酬額および内容について株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額50百万円以内の範囲で割り当てることをご承認いただいております。

本年3月1日施行の改正会社法を踏まえて、ストック・オプションとしての新株予約権に関し、株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができることとするときは、その旨および当該事由の内容の概要に関して株主総会決議をいただくことが必要になったため、改めてご承認をお願いするものであります。当該追加個所は、「2. 新株予約権の内容（7）新株予約権の取得条項」となります。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

現在の取締役は社外取締役を除き7名であり、第2号議案が原案どおり承認されますと本総会終結の時から社外取締役を除き6名となります。

なお、各取締役へのストック・オプション報酬の配分および支給時期につきましては、取締役会にご一任いただきたいと思います。

取締役に報酬として新株予約権を割り当てる理由およびその新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 報酬として新株予約権を割り当てる理由

当行は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、中期の企業価値向上、株価上昇への意欲や士気を一層高め、株主の皆さまを重視した経営を更に推進することを目的として新株予約権を割り当てるものであります。

個々の取締役への具体的配分については、在位した役員毎に、月額報酬等を考慮し、その決定にあたっては、社外取締役が委員長を務める報酬委員会による審議を経て、取締役会において決議することとしているため、本制度に基づく新株予約権の付与は相当なものと判断しております。

2. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類および数

新株予約権の総数 300個を1年間の上限といたします。

目的となる株式の種類 当行普通株式30,000株を1年間の上限といたします。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」といいます。）は100株といたします。

なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数を変更することが適切な場合は、当行は必要と認める調整を行うものといたします。

（2）新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出された公正価額を払込金額といたします。

なお、新株予約権の割り当てを受ける者は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定めます。

(5) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記(4)の権利行使期間内において、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものといたします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものといたします。

(7) 新株予約権の取得条項

当行は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当行取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

①当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当行が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要すること又は当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(8) その他新株予約権の内容

上記(1)から(7)までの細目および新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

(ご参考)

執行役員に対しても、株式報酬型ストック・オプションとして上記と同内容の新株予約権を、取締役会の決議により割り当てる予定であります。

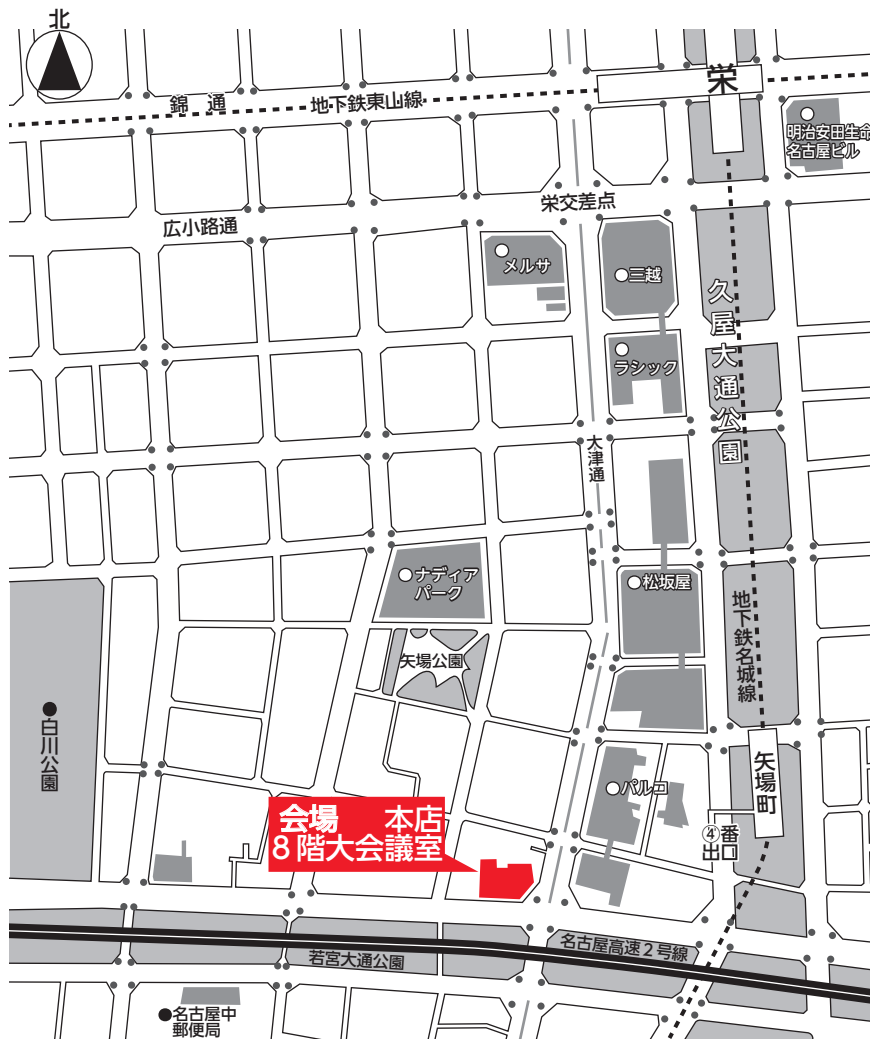
以 上

✕

毛

[illegible]

株主総会会場ご案内図



会 場 名古屋市中区栄三丁目33番13号
 当行本店 8 階大会議室
 電 話 052-262-6111 (大代表)
 もよりの駅 地下鉄名城線 矢場町駅下車 4 番出口 徒歩約 5 分

UD
FONT
 見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。

FSC
 www.fsc.org
 ミックス
 責任ある木質資源を
 使用した紙
 FSC® C013080

VEGETABLE
OIL INK